

掲 示 第 94 号

関税法第19条の規定に基づき、沖縄地区税関における税関官署の開庁時間を別紙のとおり定め、令和2年7月1日より適用することとしたので公示する。

なお、この実施に伴い、沖縄地区税関における税関官署の開庁時間（平成29年6月30日掲示第66号）については、令和2年6月30日限りで廃止する。

令和2年6月25日

沖縄地区税関長 仲丸 浩史

沖縄地区税関における税関官署の開庁時間について

関税法（昭和 29 年法律第 61 号）（以下「法」という。）第 19 条の規定に基づき、税関官署において事務を取り扱う時間を以下のとおり定め、令和 2 年 7 月 1 日より適用することとしたので公示する。

なお、同条に規定する事務の種類とは、次の表の左欄に掲げる許可、承認、交付又は届出に係る事務をいい、法第 63 条第 1 項の承認を他の税関手続の許可又は承認と併せて行う場合には、当該税関手続の許可又は承認を取り扱う税関官署の開庁時間となる。

凡例：休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）をいうものとし、土曜日又は日曜日が休日に当たるときは、休日とする。

別送品とは、出国者又は入国者が別送して輸出又は輸入する貨物をいう。

コンテナ条約とは、コンテナに関する通関条約（昭和 46 年条約第 6 号）をいう。

許可・承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 19 条の届出 ・ 法第 61 条第 1 項（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の許可 ・ 法第 62 条の 5（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の許可 	那覇空港税関支署	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 23 条第 1 項の承認 ・ 法第 66 条第 1 項の承認 	本関 那覇空港税関支署	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	石垣税関支署	08:30-17:15	08:30-17:15	08:30-17:15	08:30-17:15	
	平良出張所	08:30-17:15	08:30-17:15	08:30-17:15	08:30-17:15	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 43 条の 3 第 1 項（法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）の承認 ・ 法第 62 条の 3 第 1 項の承認 ・ 法第 62 条の 10 の承認 ・ 法第 67 条の許可（法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）（別送品及びコンテナ一条約第 2 条の適用を受けるコンテナを除く。） ・ 法第 73 条第 1 項の承認 	那覇空港税関支署	月曜日 08:30-24:00 火曜日から金曜日まで 00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-19:30	左記の平日・土曜日・日曜日に応ずる曜日の時間（ただし、月曜日が休日に当たるときは、12:00-24:00）	
	那覇外郵出張所	08:30-17:00	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 63 条第 1 項の承認 	本関 那覇空港税関支署	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	石垣税関支署	08:30-17:15	08:30-17:15	08:30-17:15	08:30-17:15	
	那覇外郵出張所	08:30-17:00	—	—	—	
	平良出張所	08:30-17:15	08:30-17:15	08:30-17:15	08:30-17:15	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 67 条の許可（別送品に限る。） 	本関 那覇空港税関支署	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	石垣税関支署	08:30-17:15	08:30-17:15	08:30-17:15	08:30-17:15	
	那覇外郵出張所	08:30-17:00	—	—	—	
	平良出張所	08:30-17:15	08:30-17:15	08:30-17:15	08:30-17:15	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 67 条の許可（コンテナ一条約第 2 条の適用を受けるコンテナに限る。） 	本関	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 102 条第 1 項の交付 	那覇外郵出張所	08:30-17:00	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	